三好市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 10 月 26 日
三 好 市 農 業 委 員 会

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）の改正法が、平成２８年４月１日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられた。

本市の農業は大きく平坦部と山間部に区別され、平坦部においては宅地化が進行し、山間部においては過疎化・高齢化による後継者不足や、耕作放棄地の拡大により、農業における生産基盤、生活基盤の弱体化が現れている。

しかし、農村と都市住民との交流イベントを活用した地域農業の活性化に努め、複合経営による生産組織強化とともに、ブランド品の確立をめざし努力している地域も存在する。

今後は、露地野菜・施設園芸において地域の特性を生かした収益性の高い作目、作型を農家の担い手を中心に導入し、担い手への農地利用集積・集約化や新規参入の促進に農業委員会を挙げて取り組んでいく必要がある。

このため本市では、農業委員会等に関する法律第７条に基づく指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は平成３６年度を目標とし、３年ごとの農業委員・推進委員の改選期に合わせて、目標設定の考え方・取り組み方法について検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成２８年３月４日付け経営第 2933 号農林水産省経営局の内政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。